不動産競売事件の申立時添付書類等一覧表（大分地裁各支部用）

☆申立手数料☆

強制競売　　債務名義１つにつき収入印紙４０００円
担保不動産　　実行担保権１つにつき収入印紙４０００円
（共同担保の場合は同一とみなす）

☆民事執行予納金☆

①　物件３筆まで５０万円、１筆増すごとに３万円加算
②　マンション１棟の場合は、１００万円
（共同住宅等で占有関係等の調査に困難を要することが予想される場合は、②に準じる場合がある。）
③　物件の所在地が数カ所にわたる場合、調査・評価が困難な場合には更に加算

＊　原則、予納後に開始決定をしています。電子納付を希望する場合は別途申し出をお願いします。

☆添付郵便切手☆

500円×20枚、100円×10枚、94円×20枚、84円×20枚、50円×15枚、20円×16枚、10円×20枚、5円×20枚、2円×25枚、1円×20枚　　合計１万６０００円

☆登録免許税用収入印紙☆

請求債権額（1000 円未満切捨）×４／1000＝税額（１００円未満切捨）
最低税額 1000 円
※　根抵当権に基づく申立で、確定請求債権額が極度額を上回っているときは、極度額を確定請求債権額として税額を算出する。

注）登録免許税法２３条により、税額が３万円を超える場合は、郵便局又は国庫金を取り扱う金融機関で「国税収納金納付書」により納付するか、税務署に直接納付し、その領収書を裁判所に提出してください。
３万円以下の場合は、収入印紙で構いません。

☆申立書に必要な主たる添付書類☆

●債務者及び所有者の戸籍の附票又は住民票　　1部
●当事者が法人の場合、資格証明書（発行１か月以内のもの）　　1部
●当事者（法人、個人問わず）が破産し破産管財人が選任されている場合
破産管財人証明書
1部
●債務者または所有者が死亡し相続人不存在（不分明）で相続財産清算人が選任されている場合、相続財産清算人を選任する旨の審判書謄本
1部
●固定資産公課証明書（最新年度のもの）　　原本1部:写し2部
●不動産の登記事項証明書又は登記簿謄本　　原本1部:写し2部
・強制競売の場合は、発行２週間以内のもの
・担保不動産の場合は、発行１か月以内のもの（共同担保目録を含む）
※　受理後、相続の代位登記がなされた場合は、その登記事項証明書
●土地だけ又は建物だけの申立の場合には、そこに存在する建物又は土地の登記事項証明書・登記簿謄本
※　敷地権付きマンションの場合は、マンションの登記事項証明書に加え、敷地の登記事項証明書
原本1部:写し2部
●担保権目録（請求債権目録）　　5部
●物件案内図・公図・建物図面及び間取図　　写し各2部